

入 札 説 明 書

大分県が発注する県庁舎新館屋上ヘリポート消火設備泡消火薬剤入替業務の一般競争入札については、入札公告に定める事項及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

競争入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、下記 17 に掲げる部局に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

2 競争入札に付する事項

(1) 調達をする役務の種類

県庁舎新館屋上ヘリポート消火設備泡消火薬剤入替業務委託

(2) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日まで

(3) 履行場所 県庁舎新館 大分市大手町 3 丁目

(4) 委託業務の内容

別添「県庁舎新館屋上ヘリポート消火設備泡消火薬剤入替業務仕様書」のとおり

3 大分県共同利用型電子入札システムの利用

この調達については、大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。また、入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか入札公告及び大分県電子入札運用基準（物品・役務）による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、下記 9 に定める手続きによること。

4 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者のうち、消防用設備保守管理の登録を受けている者であること。

(3) 消防設備士（甲種第 2 類）資格保有者が在籍する者であること。

(4) 電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた

者であること。

電子入札システムを利用できない場合は、下記 9 に定める手続きによること。

(5) この公告の日から下記 10 に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 開札予定日以前 3 か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

(8) 破産法（平成 16 年法律第 75 条）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。

5 競争入札参加申請の方法及び期間等

(1) 競争入札参加申請の方法及び期間

電子入札システムにより、公告の日から令和 7 年 10 月 7 日（火）午後 5 時までに競争入札参加申請を行うこと。

なお、紙による入札参加を希望する者は、下記 9 (5) に定める手続きに基づき、令和 7 年 10 月 7 日（火）午後 5 時（必着）までに、「紙入札（見積）参加届出書」（様式第 2 号）2 部を持参により下記 17 に記す提出先に提出して、発注者の承諾を得るものとする。

(2) 競争入札参加資格証明資料の提出

競争入札参加申請と併せて、上記 4 (3) に記す消防設備士資格（甲種第 2 類）保有者が在籍することを証明する資料を次の①から③により提出すること。

① 提出書類

- ・本調達従事予定である者が保有する消防設備士免状の写し
- ・本調達従事予定である消防設備士資格保有者の健康保険被保険者証等の写し
※健康保険被保険者証等の写しは、被保険者等記号・番号はマスキングを施す。

② 提出方法

電子入札システム（PDFファイル：ファイル容量3MBまで）、持参、電子メール又はFAXのいずれかの方法により提出すること。

なお、電子メール又はFAXによる場合は、必ず電話により着信を確認すること。

③ 提出先

下記 17 に掲げる部局あて

6 質問の受付及び回答

- (1) 本調達に関する質問については、質問書（別添様式）により受付の上、質問の内容及び回答を令和7年10月8日（水）正午以降に大分県ホームページに掲載する。
- (2) 提出先 大分県土木建築部 施設整備課（保全計画班）
- (3) 受付期限 令和7年10月6日（月）午後5時まで
- (4) 受付方法 持参、電子メール又はFAXのいずれかの方法により提出すること。
なお、電子メール又はFAXによる場合は、必ず電話により着信を確認すること。

7 契約条項を示す方法及び日時

大分県ホームページ及び電子入札システム上に令和7年10月10日（金）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、下記 10 に記す再度入札を行うときは、再度入札の開札日まで延長する。

8 電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

9 電子入札システムによる入札金額の入力期間等

入札に参加する者は、上記 4 に掲げる条件を全て満たしている者、並びに事前に電子入札システムにおけるICカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了している者とする。なお、紙入札での参加については下記(5)の規定によることとする。

(1) 入札金額の入力期間

令和7年10月9日（木）午前9時から同年10月10日（金）午後5時まで

- (2) 入札金額の入力等には、ICカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録の完了を要する。

- (3) この入札については、大分県電子入札運用基準（物品・役務）及び電子入札システム操作マニュアル（事業者機能）を熟知の上で入札しなければならない。なお、入札

後に電子入札システムについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 入札金額は、消費税及び地方消費税額抜きの金額を入力すること。

また、くじ番号は、001～999までの任意の3桁の数字を入力すること。

(5-1) 紙入札での参加を認める基準

入札参加者が、次の基準により当初から、あるいは電子入札システムによる手続き開始後に紙入札で参加しようとする場合は、上記5に記載のとおり、令和7年10月7日（火）午後5時（必着）までに「紙入札（見積）参加届出書」（様式第2号）2部を持参により下記17に掲げる提出先に提出して、発注者の承認を得るものとする。

【紙入札を認める基準】

- ①商号又は代表者等の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合
 - ②ICカードの閉塞（PIN番号の連続した入力ミス）、破損、盗難による再発行手続き中の場合
 - ③電子入札の対応が困難であると認められる場合
 - ④その他やむを得ない事情があると認められる場合
- ※上記①及び②は、社会通念上妥当な手続き期間内に限る。

(5-2) 紙による提出期限

紙入札で参加する場合の関係書類（入札書（第5号様式）、必要に応じて委任状）の提出期限は、令和7年10月9日（木）午前9時から同年10月10日（金）午後5時（必着）までとし、持参により下記17に掲げる提出先に提出するものとする。

(5-3) 紙入札から電子入札への移行

発注者が紙入札での参加を認めた場合は、当該入札案件についてその後の電子入札への移行は認めないものとする。

10 電子入札システムによる開札

開札は、電子入札システムにより行うものとする。

- (1) 開札予定日時 令和7年10月14日（火）午前11時
- (2) 再度入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合における再度入札の入札金額の入力期限、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格を別途通知する。

11 入札保証金に関する事項

免除とする。

12 契約保証金に関する事項

免除とする。

13 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの。
- (2) 入札に関する条件に違反したもの。
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
- (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。

14 最低制限価格に関する事項

設定しない。

15 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第 23 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号又は第 9 号の規定により随意契約を行うものとする。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札者の決定の通知を受けた日から 7 日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。
- (2) 落札者は上記の期限内に契約に必要な書類を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

17 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県土木建築部 施設整備課（大分県庁舎新館 6 階）

〒870-8501 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

電 話 097-506-4706

電子メール a18600@pref.oita.lg.jp

F A X 097-506-1780